

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監 督 課 長

安全衛生部化学物質対策課長

石綿等を含有するとみられるブレーキライニングを使用する完成自転車の輸入・販売事業者に対する監督指導又は個別指導の実施について

が、輸入、譲渡等が禁止された平成16年10月1日以降、石綿等を含有しているとみられるブレーキライニングを使用するブレーキ（後ブレーキ）が装着されている幼児用自転車を、中華人民共和国（以下「中国」という。）から輸入し販売していた事実が判明し、同社においては、昨日、同事実を公表しブレーキの無償交換等を実施することとしている。

現在、国内で販売されている自転車台数は、年間約1、120万台（平成16年）で、そのうち国内生産品は約210万台、輸入品が約910万台に上り、輸入品のうち、によるものが約330万台、それ以外の事業者によるものが約580万台となっており、輸入品の多くが中国から輸入されたものである。

このため、

については、下記により、

監督指導又は個別指導を実施されたい。

記

- 1 管轄局署において監督指導又は個別指導を実施すること。
- 2 上記1以外にも、同様の対応を行うこと。